

60 明治37年3月 長崎局の自転車共済会規約

(昭43 仙台 3・1)

明治三十七年三月八日

長崎稅務監督局事務官

部 長殿

稅務署長殿

拜啓、稅務執行上自轉車使用ノ利便アルコトハ素ヨリ論ヲ俟タサル処ニシテ、殊ニ間稅ノ検査監督ニ従事スル者ハ最モ然リトナス、故ニ目下局署ノ当該官吏ニシテ之レカ使用ヲ為スモノ殆ント四十人ニ上リ、今後時局ノ進轉ト共ニ益稅務ノ複雑繁忙ヲ極ムヘキハ敢テ予想スルニ難カラサル処ニシテ、一層奮勵事ニ当ラサルヘカラサルハ共ニ期スヘキ所ニ有之、随テ自轉車使用ハ益必要ヲ感スルニ至ルヘキハ当然ト存候

然ルニ自轉車ノ如キハ比較的高価ノ物品ニ屬シ、其売買亦容易ナリト云フヲ得ス、故ニ購入者不幸ニシテ転免其他止ムヲ得サル事故ニ依リ其使用ヲ廃止スル場合ニ於テ、俄ニ其賤路ナキトキノ如キ、僚友互ニ救済スルハ僚友ノ誼ヲ厚フスルト共ニ、亦奉公ノ一端ト存候ニ付、茲ニ別紙規約書ノ如ク相当ノ贖金ヲナシ、以テ共済ノ資金ニ充ントスルノ計画ヲ相立テ候条、幸ニ僚友同志力此舉ニ同意セラル、コト切望ニ堪ヘス候、依テ別紙規約書及御送付候ニ付、本会成立候様御尽力相成度、此段得貴意候也

自轉車共済会規約

第一条 本会ハ自転車ヲ修繕シ、又ハ転免其他已ムヲ得サル事故ニ依リ、自転車ノ使用ヲ廃止スル場合ニ共済スルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ長崎稅務監督局及同管内稅務署ニ在勤スル、左ノ職員ヲ以テ組織スルモノトス

局長 事務官 間稅部員

署長 (自転車兼用者ナキ
署長ハ之ヲ除ク) 監視員 間稅検査員 (自転車當
用ノモノ)

但、其他ノ者ト雖モ、會長ノ承諾ヲ經テ會員タルコトヲ得

第三条 本会ニ會長一名、評議員三名、幹事一名、監査員若干名ヲ置キ、左ノ通り囑託スルモノトス

會長ハ局長

評議員ハ事務官、間稅部長

幹事ハ間稅部長

監査員ハ署長

第四条 本会員ハ十ヶ月間左ノ区分ニ從ヒ會費ヲ出捐スルモノトス、但臨時出捐ヲ要スル場合ハ評議員会ノ決議ヲ經、

會長ノ裁決ニ依ルモノトス

局長、事務官、間稅部員、署長、其他ノ者 毎月四拾錢

間稅検査員、監視員 毎月式拾錢

第五条 本会ハ會員其他ノ寄付ヲ受クルコトアルヘシ

第六条 本会會員ニシテ退会スルトキハ、既ニ出捐シタル會費ハ之ヲ返付セサルモノトス

第七条 本会會員ニシテ転、免、其他已ムヲ得サル事故ニ依リ自転車ノ使用ヲ廃止シ、之ヲ讓渡ス「ル」場合ニ讓受

人ナキトキハ、本会ハ別ニ定ムル価格標準ニ依リ引受クルモノトス

自転車修繕ニ関シ一時五円以上ノ修繕料ヲ要スルモノハ其修繕料ヲ本会ヨリ借受クルコトヲ得、但返納ハ五ヶ月以内ノ月賦トシ、本人ノ申出ニ依リ之ヲ定ム

第八条 本会解散スル場合アルトキハ、其費金ハ稅務ニ関スル公共事業、又ハ其他ノ公共事業、慈善事業ニ寄付スルモノトス

第九条 第七条第八条ノ場合ハ、總テ評議員会ノ決議ニ依リ会長之ヲ裁決ス

第拾条 自転車ノ讓渡又ハ修繕料ノ借り受ケヲ請求スル者ハ、請求書ヲ会長ニ提出スベシ

第十一条 本会會員ハ自転車ノ購入、交換、又ハ五円以上ヲ要スル修繕ヲ為シタルトキハ、其年月日、価格、単体及付屬品ニ関スル狀況ヲ詳悉シ會長ニ通報スヘシ

第十二条 第十条第十一条ノ場合ハ局員ハ幹事、署ハ監査員ヲ經由シ提供スベシ

第十三条 会費ハ毎月二十一日ニ於テ幹事ニ納付スヘシ、但稅務署在勤員ノ会費ハ監査員ニ於テ之ヲ取纏メ、幹事ニ送付スルモノトス

第十四条 幹事ハ會計、其他一切事務ヲ整理シ、其狀況ヲ一ヶ月毎ニ會長ニ報告スヘシ

第十五条 本会ノ資金ハ評議員ノ決議ニ依リ、會長ノ名ニ於テ確實ナル利殖ノ方法ヲ講スルモノトス

第十六条 本規約ニ規定セサル事項及本規約ノ条項ニ疑ヒアルトキハ、評議會ノ決議ニ依リ会長之ヲ裁決ス
自転車減価標準率

購入後使用期間	二月後経過
二月未満	二月毎ニ

新	規	三	割	五	分
中	古	二	割	五	分

(平 18 福岡 183)

61 明治37年3月 非常特別税法施行に付主税局長演説

一 (要録) 非常特別税法施行ニ関スル

目賀田主税局長演説

山岡鑑定官談話

東京税務監督局 一

明治三十七年三月三十日東京税務監督局内毛織物、石油消費税関係稅務署長會議席上ニ於テ

目賀田「種太郎」主税局長演説筆記

非常特別税ハ諸君御承知ノ通り軍国ノ必要ヲ弁スル為メニ起サレタルモノニシテ、多大ナル課稅ヲ國民ニ求メラル、
 ヲ以テ、法律モ唯増徴スルコトノミニ止メ可成法律執行ノ繁雜ニ涉ラサルコトヲ主トセリ、故ニ現在ノ法律ノ改正セ
 ラルヘキモノト雖、之ヲ改正セスシテ単行ノ特別稅法トセラレタルハ、今斯ルコトヲ穿鑿スヘキ場合ナラサレハナリ、
 非常特別税ハ之ヲ直稅ニ就テ申セハ、先以テ地方ノ費用ヲ減シテ稅源ヲ國家ニ移シ、而シテ一般ノ負擔ヲ重カラサ

シムルヲ主眼トセリ、今ヤ軍国多事ノ折故、國家モ夫々出來得ル丈ケ銳意シテ節約ヲ為シ、國家ノ分子タル府県、郡、市町村モ亦銳意シテ其費用ヲ節約シ、國家存立ノ必要上敵國ト争フヘキコトハ十分争ハサルヘカラサルヲ以テ、其目的ヲ達スヘキ資途ヲ裕カニセサルヘカラサルコト、思フ、今度ノ増税中先ツ消費税ニ付テハ石油、毛織物ニ課税セラ、カ、石油ハ六ヶ月ノ短期間ナリ、又一方関税ニ関シテハ飲食物其他絹物等ノ税額ヲ増セリ、新税ハ毛織物、石油ニシテ、毛織物ハ三ヶ年平均ノ輸入額大約千万円、内地ノ産出額モ斯業トシテ日尚淺キモ相当ノ額ニ達シ居レバ、今日ノ有様ニテハ税額モ予算ヨリ多カルベク、政府ノ予算トシテ提出シタルモノハ内輪ニ見積リアレバ先ツ懸念ナカルベシト思フ、毛織物ハ絹物ト違ヒ機械ヲ要スルモノニテ「紋織トカ縞織トカハ手織ガ宜シイガ」、概シテ機械場ヲ有スルヲ以テ、此レハ徵税上便利ナル故手数ヲ要スルコト少ク、又相当ノ税額モ得ラルベキナリ、絹布等ニ就テハ議會ニ於テ廢按ト為リタルモ、時局ノ進行上國家ノ財源ハ何レニ求ムルヤ予知シ難ク、畢竟絹布等ノ廢按ニ為リタルハ短期間ニ各人ノ審査ガ調熟セザルガ故ニシテ、夫々考慮ヲ回ラシ調熟スルニ至ラバ、外國輸出ニ支障ヲ來サ、ル範圍ニ於テ尤モ良好ナル財源ナリト思ハル

今日毛織物消費税ニ就テ一言シテ置キタキハ、政府ハ穩カニ歳入ヲ求ムルニ在ルヲ以テ、税法施行ニ付疑問アレハ此席ニテ十分攷究ヲ為シ、被稅者ヲシテ苦情ナキ様ニ致シタシ、從來新税ニ就テハ往々被稅者ガ余分ニ心配シ研究シ過ギルコトアリテ、遂ニハ物ヲ大變紛雜ナラシメテ苦情ヲ持出スコトアルガ、斯ル葛藤ヲ生スルコトナキ様ニ致シタシ今日必要ノ問題ハ

第一 毛織物ノ範圍ヲ定ムルコト

第二 価格ヲ定ムルコト

第二ノ価格ヲ定ムルニ就テハ、大抵品物ノ種類カ極ツテ居ル故ニ、市場ニ於ケル売買價格ヲ取調フレハ判明スルヲ以

テ格別面倒ナシト思フ

第一ノ毛織物ノ範圍ヲ定ムルコトハ尤困難ナル問題ニシテ、要スルニ織物ト云フヲ以テ編物、組物、打物ハ毛織物ノ範圍外ナリト思フ、手織物ハ無論毛織物ノ範圍内ナルカ、斯ル小サナ物カ反對―苦情ノ種ト思ハレルカラ、相当ニ其施行上之ヲ取纏メ円滑ニ施行ノ出来ル様ニ塩梅致シタシ、我日本ハ西洋トハ異リ小規模ノモノ多キ故ニ、若シ小サキ營業ガアルニ依リテ課税ノ基本トスルコトハ出来ヌト云フカ如キ議論ヲ為ストキニハ、如何ナル物ニ課税スヘキヤ、遂ニ適當ノ物ナキニ至ルヘシ、故ニ手織物ノ如キ小カキ物ニ就テモ、適宜ノ方法ヲ以テ円滑ニ施行セラレタシ、之ヲ砂糖ノ例ニ就テ見ルニ、我國ニテハ一万余ヶ所ノ製造場モアルカ、斯ルコトハ何レノ國ニモ無イ、然ルニ之レモ先ツ円滑ニ何ノ苦情モ無ク進行シ、実施以來三年ノ日子ヲモ経サルニ、最初見込ノ倍額即約千五百万円ノ財源ヲ得ルニ至レルヲ見レハ、小規模ナルカ故ニ課税ニ適セヌトシテ反對スルハ理由ナキコトナリ、斯ル小カナモノハ如何ニスルカト云フニ、先ツ無形ノ製造場ヲ描イテ重モナルモノヲ主タルモノトシテ可成大キク見テ執行シタルコトハ、沖縄、大島ニ其実例アリ、手織物ノ如キ小サキナモノハ適應ノ取締ヲ為スコトガ必要ト思フ、切ニ希望スルノハ独リ毛織物消費税ニ關スルノミナラス、其他ノ事ニ就テモ朔北ノ野ニ遠征シテ生命ヲ賭スル陸海軍人ノ勞苦ト同シク、國民モ多大ナル税額ヲ負担スルコト故、軍国々民ノ忠愛ナル念慮ヲ傷害セシテ徵税ノ目的ヲ全クセラレンコト之レナリ、尚此ノ趣旨ハ署員一同ヘモ伝達セラレンコトヲ希望ス

山岡「次郎」鑑定官ノ談話

毛織物トハ如何ナルモノヲ指スカ、其範圍ハ頗ル困難ナルコトニテ―織物ト云ヘバ縦緯両糸ヲ用ヒ、緯糸ハ杼ヲ用ヒテ横ニ通シ、箆ヲ以テ之ヲ打込ムモノナリ、(一) 編物、(二) 組物、(三) 打物ノ製造ハ斯ル仕掛ニアラス、手編ナルモ器

絨編ナルモ、針ヲ以テ毘ヲ作り之ニ他ノ糸ヲ編ミ着ケルモノ、組物モ亦糸ヲ組ミ合スモノ、打物ハ毛氈等ノ如ク糊ニテ打着ケルモノナレハ、製品ノ組織ニ於テハ全ク異ル故ニ、毛糸ヲ用フルモ此三種ノ物品ハ毛織物ニアラザルナリ、「メリヤス」ハ機械ヲ用フルモ箆杼等ヲ要セス、又縦緯糸ナルモノヲ判然區別シテ用ヒサルガ故ニ織物ニアラス、肩掛ハ織物モアリ組物モアルカラ、概ニハ言ヘヌ

非常特別稅法草案中絹布稅法ニハ、材料ノ二分ノ一以上蚕糸又ハ野蚕糸ヲ用ヰタル織物ハ絹布トスルノ條項アレドモ、其二分ノ一ガ糸數ナルヤ量目ナルヤ明カナラス、孰レニシテモ検査上甚困難デアル、然レドモ毛織物ノ稅法ハ毛ノ多少ニ由ラス、毛ノ這入ツタモノハ毛織物ト認ムルモノトスル故ニ、極端ニ言ヘハ仮令一本デモ毛糸交リ織ナレバ毛織物ナリト云フモ、夫レハ唯理論ニ止マリ、實際ハ縦糸ナレバ少クモ大抵二十四五本位這入ツテ居ル、夫丈ケノ毛糸ヲ用ヒザレバ縞ニモ用ヒラレス、又毛ヲ入レタ甲斐ナキナリ

毛ノ這入ツテ居ルヤ否ヤヲ見分クルニハ、皆ニ縦糸ニ注意スルバカリデナク、緯糸ニ注意スルコトガ頗ル肝要デアル、毛ノ交織物ハ絹糸或ハ木綿糸ヲ縦糸トシテ毛糸ヲ緯糸トナスモノガ多イ、又糸質ノ毛糸ナルヤ否ヲ鑑別スルニハ、先ツ緯糸ヲ一二本離シ取り其糸端ヲ焼クトキハ、其固有ノ臭氣ヲ放チ又糸端ニ円形ノ黒炭ガ留マルノデ知レル、又木綿ハ臭氣異リ且黒炭ノ糸端ニ殘ルコトナシ、絹ハ光沢ニテモ鑑別シ得ヘク、焼キテ臭氣ノ差異ニ由リテモ毛ト鑑別スルヲ得ヘシ

八王子、大宮（秩父大宮ニアラス）杯ニハ縞「セル」ト云フ綿毛交織ノモノガアル、是レカラ季節ニナルカラ、ソロ／＼始メルガ、一寸見テハ見遁シ易キ故、余程注意ヲ要スルコト、思フ

夫レカラ京都、名古屋杯ニハ毛絹交織ノモノガアル、毛綿及毛絹交織物ハ全国デ一ヶ年約五十万円位ノ産額デアルト思フ、抑モ是等ノ交織物ノ發達遅々タルハ仕上ノ為ニ必ス機械ヲ要スルモノニテ、此機械ハ小織場ニハ備ヘ兼ヌル事

情アルコトガ主ナル原因ナラン、日下東京、名古屋ノハ東京高等工業学校へ頼ンデ仕上ヲスルコトガ多イ、又綿毛交織物ノ価ハ一反三円カラ四円位、絹毛交織物ハ一反六七円ナリト思フ
要スルニ毛織物ト編物、組物、打物其他ノ物トノ区別ハ少シ注意ヲスレバ技手デナクトモ分ルモノデアルカラ、品物ヲ見ルトキ充分ノ注意ヲ払ハル、様ニシタイ

(昭45 東京 5・2)

62 明治37年12月 非常特別税法執行に付主税局長書簡

拜啓、陳ハ、今回ノ増税計画ニ付テハ疾ニ法律案ヲ内覧ニ供シ置、尚施行上ノ事柄ニ付心付候廉々ハ時々御内牒致置候間、之ニ依リ実施ヲ円満ニスルノ御計画御立案相成、着々御進捗ノ次第ト存候処、実ハ空前ノ増税ニ有之、之ヲ円滑ニ実行シ、一方ニ於テハ軍資ノ供給ニ遺憾ナカラシムルト同時ニ、他ノ一方ニ於テハ被稅者ヲシテ煩苛ニ苦ムコトナカラシムルコトニ付テハ、御互ニ苦心慘憺タラサルヲ得サル義ニ有之、數回老婆心ニ過ギサル事項ヲ記シ御考察相成度旨申進候モ、全ク之ノ国家非常ノ時ニ於テ最モ重要ノ國務タル稅務行政ノ成蹟ヲシテ、最良最好ノモノタラシメントスルニ外ナラサル次第ニ有之、御互ノ挙クル成蹟ノ如何ハ直ニ国運ノ消長ニ關スル重大ナル結果ヲ生ズル事ヲ思念スル以上ハ、御互ニ是際ハ一小事ニ至ル迄注意ニ注意ヲ加へ、戦時ノ稅務行政ヲシテ一点ノ遺憾ヲ留メサル様心懸サルヲ得ス、就テハ左記事項ノ如キハ夙ニ相当ノ御腹按ノ在ルアリテ、別ニ小官ノ細説ヲ待タサルコトニ可有之候得共、此ノ如キ分リ切リタル事項マテ申進候様相成候程、小官共カ今回ノ増税計画ノ実施ニ付テ好成蹟ヲ収ムルコトニ焦慮致居候コトヲ御推察ノ上、局員ハ勿論稅務署長及署員ニ相当御訓達ノ上、施行ノ準備御取進相成度候

- 一 非常特別税法中改正其他之ニ関連スル法律ハ、多分明治三十八年一月一日ニ於テ発布セラルヘシ
- 二 法律発布セラレタルトキハ直チニ大蔵省ヨリ電報スヘキコト
- 三 相続税法ハ四月一日、塩専売法ハ六月一日ヨリ施行セラル、ヲ以テ、法律発布後実施ノ日マテニ十分実施計画ヲ立ツルノ余裕アルヘシ、依テ該両法ノ実施計画ハ之ヲ後ニ譲リ、発布即日ヨリ施行セラルヘキモノ、実施計画ヲ先ニスルコト
- 四 地租・營業稅・所得稅ノ増徴ハ明治三十八年分ヨリ之ヲ施行スルカ故ニ、実施計画ハ直チニ着手セラルヘキハ勿論ナルモ、一日二日ヲ争フ程ノモノニ非ラス、之ニ反シテ酒稅・砂糖消費稅・通行稅・織物消費稅等ハ、法律発布即日ヨリ施行セラル、ヲ以テ、此等ノ稅ノ實施ニ付テハ法律発布前ニ於テ既ニ計画ヲ定メ置クコト
- 五 酒稅ハ法律發付前日マデニ製成シタルモノニ付テハ旧稅率ヲ適用スルコト
- 六 砂糖稅ハ法律發布ノ日以後ニ引取ルモノニ付テハ新稅率ヲ適用スルコト
- 七 鐵道会社・汽船会社・電車会社等ニハ、明治廿八年一月一日ヨリ通行稅ヲ徵收スルコトナルモ、測ルヘカサル旨ヲ予メ通シ置キ、法律發布ノ電報アリタルトキハ、直チニ確定ノ日ヲ該会社ニ通報スルコト
- 八 切符ニ通行稅ヲ徵收スル旨記載スルト否トハ会社ノ自由ニ任スルコト
- 九 通行稅ノ計算ハ一々切符ニ対照スルニ及ハス、大体ニ於テ旅客數ニ対スル税金アリト忠料セラル、ニ於テハ、会社ノ計算書ヲ以テ正シキモノト看做スルコト
- 十 会社ノ帳簿書類ノ検査等ハ必要ナケレハ成ルヘク之ヲ為サ、ルコト
- 十一 織物消費稅ノ實施ニ付テハ取縮向ヲ考案スルハ第二段トシ、先以テ税金徵收ノ順序ヲ定ムルコト
- 十二 織物消費稅ノ徵收ハ非常ニ煩苛ナルヘシト一般ニ想像セラレ居レリ、依テ左程煩苛ナラサルノ実ヲ示ササル

ヘカラス

十三 市場ニ於テ取引スル慣習アル地方ニ於テハ、市場ニ於ケル取引商ノ倉庫ヲ以テ付近製造人ノ貯蔵場ト為サシメ、製造場ヨリ貯蔵場タル市場ニ移出スル場合ニハ成ルヘク税金ノ徴収ヲ猶予シ、市場ニ於テ売買成立シタル時取引者ヨリ税金ヲ徴収スルコト（此事ハ官民双方ノ便利ナルヲ以テ製造人及市場取引商ニ勸告シ、此ノ如キ便法ヲ取ルコトヲ得ル様予メ交渉スルコト、以下ノ便法ハ總テ適當ノ交渉ヲ為シテ之ヲ定ムヘキコト本項ニ同シ）

十四 地方ノ問屋ニ買込ム慣習アル地方ニ於テハ、問屋ノ倉庫ヲ以テ付近製造人ノ貯蔵場ト為サシメ、製造場ヨリ之ニ移出スル場合ニハ税金ノ徴収猶予ヲ為スコト

十五 織物ノ検査場ノ設ケアル地方等ニ於テハ、検査場ヲ利用シテ之ヲ織物ノ貯蔵場ト為サシムルコト

十六 其ノ他ノ場合ニ於テモ其地方其地方ニ適スル方法ヲ考案シ、成ルヘク取引ヲ阻礙セサル様徴収ノ方法ヲ立ツルコト（施行規則ヲ改正シ稅務署ノ見計ニ依リ適當ノ便法ヲ定ムルコトヲ得セシメントシタルハ、實地運用ノ妙ヲ望ミタルニ依ル）

十七 製造人ハ申告ヲ為ササルヘカラサルコトハ法律ノ規定スル所ナルモ、村落ノ製造人カ法律發布ト同時ニ法律ノ規定ヲ熟知スルコトハ容易ニ期スヘカラサルノ事ナルヲ以テ、当該官庁ハ丁寧親切ニ当業者ニ注意ヲ為スコト、無申告ノ故ヲ以テ直チニ法規ニ依リ犯則処分ヲ為ストキハ、時ニ良民ノ感情ヲ損スルコト多カルヘシ

十八 織物消費稅ノ為メニ重要輸出品タル織物ノ輸出ヲ妨害スルコトハ、最モ避ケサルヘカラサルカ故ニ、輸出織物ニ付テハ成ルヘク簡便ノ取扱ヲ為スコト

十九 織物ヲ製品ト為シテ外國ニ輸出スル場合ニ於テモ、原料品タル織物ノ消費稅ヲ免除スル筈ニ付、前項同様此

ノ場合ニ於テモ成ルヘク簡便ノ取扱ヲ為スコト

二十 輸出向織物ノミヲ製造シ之ヲ輸出ニ供スル場合ハ、殆ント消費税ナキ場合ニ於ケルト同様ノ取扱ヲ為スノ覚悟ヲ以テ之ニ接シ、十分便宜ヲ与フルコト

二十一 輸出織物ニ付テハ横浜又ハ神戸等ニ於ケル輸出取引商ノ倉庫ヲ以テ其貯蔵場ト為サシメ、製造場ヨリ移出スルトキハ貯蔵場ニ蔵置スル為メノ移出ト為シ税金ノ徴収猶予ヲ受ケシメ、横浜又ハ神戸等ノ取引商ヨリ之ヲ外国ニ輸出スル場合ニ於テ、外国輸出ノ手續ヲ為サシムルトキハ最モ当業者ノ便利ナルヘシ

二十二 以上、当業者ニ対シ出来得ル限りノ便宜ヲ与フルト同時ニ、關係稅務署間ニ於テハ品物ノ出入ニ付機宜ノ通信ヲ為シ、連絡ヲ保ツコトニハ注意スルコト

二十三 今回ノ増稅計畫ヲ円満ニ実施スルコトハ、稅務当局者当面ノ最重急務ナルヲ以テ、此際ハ全力ヲ此事ニ傾注スルコトトシ、常務ノ為メニ出張ヲ為スカ如キハ余裕ノ許ス場合ニ限ルコト

之ヲ要スルニ、以上ノ事項ヲ約言スレハ左ノ通ニ有之

一 新規ノ稅法ヲ施行スルニ、当初ヨリ細密ノ点マテ法規ヲ勵行セントスルハ然ルヘカラス

二 大体ニ於テ予定収入ヲ得ルコトヲ勉メ、苛察ニ渉ラサル様勉ムルコト

三 法文ノ字句ノミヲ研究スルコトニ流レ、拘泥シタル適用ヲ為スノ弊ヲ避クルコト

四 取締ハ無論必要ナルモ、第一ノ必要ハ円満ニ徵稅ヲ為スニ在ルヲ以テ、此際ハ専ラ徵稅上ニ円満ノ施行ヲ見ルコトヲ期シ、新稅力或ル程度マテ落付キタル後徐々に取締方法ヲ講スルノ心懸ヲ以テ進行スルコト

五 常ニ丁寧親切ノ心ヲ以テ被稅者ニ向ヒ、漫ニ職權ノ威力ヲ示ササルコト

小官ハ今回ノ如キ重大ナル計畫アル場合ニ於テハ、各局長ノ会同ヲ催セラレ大臣ヨリ親シク中央政府ノ方針ヲ各監督

局長ニ訓示セラルルコト切ニ望テ已マサル者ニ候得共、此節大蔵省ハ非常ノ取込中ニテ到底局長會議ヲ開カルルノ余日無之ト存候故、茲ニ書面ヲ以テ小官ヨリ前記ノ事項御參考迄ニ申進候、申進候コトヲ要セサル事項マテ繰返ヘシ記載致候ハ、偶々小官ノ誠意ヲ披瀝シタルモノト為シ御酌量有之度候、敬具

明治三十七年十二月八日

若槻〔礼次郎〕主税局長

渡辺大阪稅務監督局長殿

(昭55 大阪 4)

63 明治38年1月 局長會議における大蔵大臣演說要旨

稅務監督局長會議席上ニ於ケル曾祢〔荒助〕大蔵大臣演說要旨〔明治三十八年一月十一日〕

歲始匆忙沍寒凜烈ノ時ニ際シ遠ク來會セラレタル勞ヲ謝ス、曩ニ日露ノ交渉斷絶シ干戈相接スルヤ、戰時財政ノ計畫トシテ臨時事件ニ因リ生シタル經費ヲ支弁スル為、非常特別稅ノ施行ヲ見ルニ至リシカ、諸君ノ熱誠ナル尽瘁ハ能ク國民奉公ノ精神ト相待テ稅法ノ円満ナル施行ヲ全フシ、財政ノ計畫ヲシテ毫モ齟齬スル所ナカラシメラレタルハ本大臣ノ最モ喜ブ所ニシテ、諸君ノ精勵能ク其職責ヲ尽サレタル勞ハ本大臣深ク之ヲ多トス

然レトモ戰局ハ益々發展シ前途ハ尙遼遠ナリ、將士ノ忠勇ヲ以テスルモ軍資ノ供給之ニ伴フニ非スムハ、曷ソ能ク終局ノ目的ヲ達スルヲ得ム、今ヤ第二期ノ戰時財政ノ計畫新ニ成リ、第二次ノ非常特別稅ノ施行ヲ見ルニ至レリ、稅務

ノ局ニ当ル者ノ任重且大ナリト謂フヘシ

抑モ租税ノ徴収ハ容易ノ業ニ非ス、殊ニ新税ノ施行ニ於テ然リトス、今ヤ国民ハ実ニ空前ノ重税ヲ負擔セムトス、其ノ克ク之ニ堪ユルハ、君国ノ休戚ニ関シ身体財産ヲ犠牲ニ供セムトスル忠君愛国ノ至誠ニ出ツルニ外ナラス、故ニ其ノ施行ノ局ニ当ル者ハ穩和懇切ヲ旨トシ情意ノ疎通ヲ図リ、苟モ漫ニ職權ノ威力ヲ示シ、又ハ徒ニ行務ノ繁細ヲ招クカ如キ弊ナカラシメ、納税者ノ利便ヲ計リ納税者ヲシテ喜テ君国ニ貢獻スルノ美風ヲ發揮セシメ、円満ニ徵税ノ目的ヲ達スルコトヲ期セサルヘカラス、些細ノ事情ヨリ意外ノ物議ヲ惹起シ、挙国一致ノ精神ヲ傷クルコトナカラムコトヲ要ス

本大臣ハ諸君カ稅務ノ重任ニ當リ、其部下ト共ニ用意周到能ク時局ノ需ニ応シ、完全ナル稅務ノ成績ヲ挙クルコトニ努メラル、ヲ信スト雖モ、今ヤ時局ノ新ナルニ際シ特ニ諸君ヲ召集シテ之カ訓示ヲ為ス、願ハクハ賦ニ厚薄ノ弊ナク財政ノ計画ニ齟齬ナカラシメラレムコトヲ

若夫各稅施行ノ詳細ニ至リテハ主稅局ヲシテ協議セシムヘキヲ以テ、慎重之カ審議ヲ尽シ其施行ニ遺憾ナカラシメラレムコトヲ望ム

(昭56 東京 2194)

64 明治38年4月 織物消費税に関する有志者の運動

横秘第四〇八号

稅務署長

織物消費税ニ関シ当業有志者近来運動ニ着手シタル趣ヲ以テ、別紙ノ通り主税局長ヨリ通牒有之候ニ付、有志者出署等ノ場合ハ深キ注意ヲ以テ相当措弁シ、其状況ハ直チニ申報スヘシ

明治三十八年四月四日

横浜税務監督局長印

主秘第一二六号

去ル廿六日群馬県伊勢崎町機屋及仲買商ノ重ナルモノ十余名会合シテ、従来彼等ノ希望セシ三級税法(織物ヲ三級ニ區別シ、一等緋一疋四円五拾銭ト仮定、二等緋一疋三円五拾銭ト仮定、三等白無地絹綿交織一疋二円五拾銭ト仮定シテ、此一割税トセントスルモノ)実行ヲ期スル為メ運動ニ着手致候由、又東京呉服問屋堀越某ハ大蔵省主税局長ト特ニ面識アリト唱へ、三級税主唱者ノ地位ニ立チ全国機業地ヲ通シ其運動ニ着手セシ趣聞及候、右堀越某ナルモノハ曩ニ織物税施行ニ当リ陳情ノ為メ面会ヲ求メシニ依リ數回面会、其陳述ヲ聞キタルコト有之候者ニ有之、之レガ為メ面識アリナド、称シ候ハ甚タ不都合ノ次第ト存候ニ付、同人又ハ同人ノ主唱ニ本ツキ我儘ニ属スルコト申出候者有之候モ、能ク事ノ理否ヲ考慮セラレ相当御措弁相成度、御含迄此段及御通牒候也

明治三十八年三月三十一日

大蔵省主税局長 若槻礼次郎

横浜税務監督局長 齊藤重高殿

(昭43 東京 56)

65 明治38年4月 庁舎借入方に付主税局長注意

訓甲第六五号

税務署

庁舎及敷地ヲ借入ル、必要アル場合ニ関シ主税局長ヨリ別紙通牒有之候ニ付、此旨心得ヘシ

明治三十八年四月十二日

東京税務監督局長印

別紙

往第三四九四号

庁舎各敷地ヲ借入ルノ必要アル場合ニ於テ、可成貸賃価格ヲ節約シ適當ノ庁舎敷地ヲ得ルコトニ努ムベキハ勿論ノ儀ニ候得共、其結果或ハ地方ノ競争心ヲ利用シテ、為メニ地方間ニ紛擾ヲ醸ス等ノ事ナキ様注意セラルベク、殊ニ他日買上ノ口約ヲ以テ庁舎ヲ新築セシメ、又ハ敷地ヲ提供セシメ、以テ将来悶着ヲ惹起スルカ如キハ、実ニ官衙ノ威信ニ関スル儀ニ有之候ニ付、一切此等ノ事ヲ避けザルベカラズ、然レトモ若シ如斯約束ヲ為スニ非ザレバ適當ノ土地家屋ヲ得ル能ハザルカ如キ事情アラバ、予メ上申シテ其ノ認可ヲ得、責任ヲ明ニシテ決行相成候様致度、右依命及通牒候也

明治三十八年四月十日

大蔵省主税局長 若槻礼次郎 印

東京税務監督局長 池袋秀太郎殿

(昭43 東京 83 - 3)

稅務署長

今回谷村稅務署ニ對スル織物機業家ノ暴行事件ハ、犯則処分ヲ受ケタル坪買商等ガ

- (1) 稅務署長以下署員ガ時局ヲ顧ミス收入以上ノ浪費ヲ為スコト
- (2) 收入以上ノ浪費ヲ為スニ付テハ、戰時稅ヲ私スルノ疑アルコト
- (3) 戰時稅ヲ私スル手段トシテ機業家一人毎ニ領收証ヲ交付セサルコト
- (4) 收稅官吏ガ林中ニ於テ現金ヲ計算スルヲ認メタル者アリ、之等ハ窃カニ稅金ヲ分配スルモノナラントノコト等ノ風說ヲ流布シ、稅務署ニ對スル機業家ノ感情ヲ傷害シ、九月廿六日ノ市日ニ於テ暴行ヲ敢テシタルモノナリ、然レトモ之レ只表面彼等ガ標榜シタル理由ニ過キスシテ、暴行ノ主因トモ認ムベキ事實ハ、予テ同署部内産出ノ甲斐絹ハ査定價格稍低廉ナルヲ以テ、本局ノ指揮ヲ受ケ九月廿六日ヨリ一疋ニ付約五拾錢ノ引上ヲ実行セムトスルニ當リ、直接利害ノ關係ヲ有スル坪買商之ヲ予知シ、引上ニ反抗スル方法トシテ九月廿三四日頃窃カニ同業者ノ集会ヲ催シ、「機業家ヨリノ買入ヲ一時中止スルコト」ニ決議セリ、之レ即チ多數ノ機業家ヲシテ直接納稅ヲ為サシムルニ於テハ、稅務署ハ勿論納稅所ニ於テモ非常ノ混雜ヲ生シ、徵稅機關ノ支障ヲ來シ、延テ機業家一般ノ物議ヲ惹起スヘキヲ予期シ、此ノ機會ヲ利用シテ多數ヲ扇動シ暴行ヲ加ヘ、價格引上ヲ中止セシメムトノ計略ニ過キサリシモノト認メラル、而シテ被害ノ狀況ハ椅子、机、器具及書類ヲ破壊セラレタルモノアリ、又検査員ニシテ負傷セシモノアルモ甚タ輕傷ナリ、今回暴行ノ主謀者三人ハ客月廿八日既ニ逮捕セラレ、自余ノ從犯二十余人ニ對シテハ本月一日拘引狀ヲ發セラ

レ、爾後平穩ニ復セリ

前頭坪買商ガ表面ノ理由トシテ標榜シタル事項ニ付テハ、目下調査中ニ属シ事実ノ有無未タ判明セスト雖トモ、苟モ職ヲ稅務ニ奉スル者ニシテ斯ノ如キ非難ヲ受クルニ至リタルハ、平素ノ注意及部下監督ノ周密ナラサリシニ基因セスンバアラズ

抑モ收稅官吏ガ職務ヲ執行スルニ当リテハ、体度用語ヲ慎ミ温言ヲ用ヒ、懇切ト公平トヲ旨トシ、特ニ織物稅徵收ノ方針及犯則処分ノ如キ、予テ訓示ノ趣旨ニ從ヒ課稅價格低廉ナルモノハ適當ニ之ヲ引上ケ、犯則者ハ仮借ナク之ヲ処分シテ、以テ正業者ヲ保護セサルベカラス、現下講和問題ニ付一般國民ノ輿論勃興ノ時ニシテ、稅務執行上之レカ影響ヲ受ケルコト亦尠ナカラスト雖トモ、收稅官吏タル者ハ宜シク寛ニ失セス嚴ニ流レス、勉メテ中支ノ体度ヲ執リ、殊ニ内外ヲ問ハス一身ノ素行ヲ慎ミ、尚モ他ノ指摘ヲ受クルガ如キ行動ヲ避ケ、以テ円滿ニ職責ヲ完フスルコトヲ期スヘシ

右内訓ス

明治卅八年十月五日

東京稅務監督局長印

(昭45 東京 5・2)

67 明治39年 4月 稅務上参照事項に対する署長意見

明治三十九年四月九日

署 長「大磯稅務署」

大第一二〇三号

明治三十九年四月九日

署 長 名

稅務上參照事項ニ對スル卑見書

第一 稅源ノ選擇其他一般稅制ノ整理改善ニ関スル件

一 家屋稅ヲ制定スベシ

輓近人口ノ増殖世運ノ進歩ト共ニ建物ノ數年月ト共ニ増葎シ、構造亦宏大、壯麗昔日ノ比ニアラザルモノアリ、此形勢ハ單リ都會ニノミ止マラス山間僻陬ノ村落ト雖モ亦然リ、故ニ建物賃貸價格ヲ標準トシテ之レニ相當ノ租率ヲ賦課スレバ、最モ衡平ヲ維持スベキ好個ナル一大財源タルヲ得ヘシ

但シ、棲息上必要ナル小舎矮屋ニ迄同一率ヲ賦課シ納稅ノ困難ヲ顧ミサルハ勿論不可ナリ、故ニ賃貸價格ニシテ或ル程度以下ニアルモノハ其適用率ヲ低下スルカ、若クハ全ク適用セサルカ、納稅上ノ難易ニ付深ク顧慮スル所ナカルベカラズ

一 直接國稅犯則者処分法ヲ制定スベシ

從來ノ実況ニ徴スルトキハ直接國稅ノ犯則者ヲ檢拏スルコト極メテ稀有ナリ、其結果法律ノ罰条ハ事實ニ於テ死文ニ屬シ、納稅義務者モ亦其ノ罰条ヲ輕視スルノ傾向アルヲ免レズ、今其主タル原因ヲ探究スルニ、直接國稅ノ檢査ヲ為スベキ收稅官吏ハ間接國稅犯則者処分法ノ与フルガ如キ証拠蒐集ノ權能ナキニ依ラズンバアラズ、顧フニ直接國稅ト雖モ犯則者ノ責任及之レガ取締ノ必要ニ至リテハ、間接國稅ニ比シ此間輕重難易ノ區別アルベキ理由ナキノミナラズ、却テ直接國稅ハ名譽稅ノ性質ヲ帶ザルヲ以テ、現行制度ノ下ニ於ケルガ如ク直ニ司

法処分ニ付シテ其不名譽ヲ公表セシヨリハ、寧ロ間接国税ノ如ク私和処分ニ付シ以テ簡捷靜穩ニ其局ヲ結ブヲ以テ勝レリトス、右二個ノ理由ニ基キ茲ニ直接国税犯則者処分法ノ制定ヲ必要ト認ムルモノナリ

一 地租条例施行規則第十五条第二項ノ改正ヲ希望ス

現行ノ規定ニ依レハ地価ノ設定又ハ修正ヲ要スル届出ハ測量図ヲ添付セサルベカラザルヲ以テ、其手数ヲ厭ヒ届出ヲ怠ルモノ少ナカラズ、然ルニ右届出ニ対スル土地ハ一面政府ニ於テ之レヲ検査スベキニ依リ、民部ヲシテ必シモ測量図ヲ提出セシムルノ要ヲ認めズ、故ニ政府ニ於テ検査ト同時ニ其土地ヲ測量シ、民部ヲシテ測量ノ手数ヲ除カシメ、其届出ヲ怠ルノ弊ヲ矯正セント欲ス

一 所得税調査委員会及審査委員会ヲ廃止スベシ

現行法ニ依レハ所得税調査委員会及審査委員会ノ権能ハ稅務署長ノ調査ニ対シ其可否及決定ヲ審議スルニアリト雖モ、政府之ヲ是忍スルニアラザレバ何等ノ効果ヲ奏セズ、蓋シ本機關制定ニ対スル立法ノ精神ハ行政官庁ノ不当処分ヲ監視スルノ目的ニ外ナラスト雖モ、其不当処分及違法処分ノ救済方法トシテハ別ニ行政訴訟願及行政訴訟ノ途アルノミナラズ、過去ノ実験ヨリ鑑ミルトキハ特ニ所得税ニノミ徵稅費ノ増加ト、手續ノ煩累トヲ顧ミズシテ如此鄭重ナル形式ヲ存続スルノ必要アルヲ認メス

一 第三種所得金ニ対スル稅率ヲ改正スベシ

第三種所得金ノ内俸給々料手当金等ノ勤勞ヨリ生スル所得ハ、資産ヨリ生スル所得ト区分シ其ノ稅率ヲ低下スルカ、若クハ必要ナル經費トシテ其收入額ノ十分ノ一或ハ二十分ノ一ヲ控除セル殘額ヲ以テ所得金額ト為シ、以テ勤勞ヨリ生スル所得納稅者ノ苦痛ヲ救済スルノ必要アリ

第二 宅地賃貸價格調査ノ方法及宅地々価修正實施順序ニ関スル事項

本項ニ対シテハ特別ノ意見ヲ懷抱セズ

第三 物品販売業ニ対スル課税方法

一 御売小売ノ区分ヲ廢シ売上金額ノ多少ニ依リ税率ヲ異ニスルコト

二 売上金額ニ対スル利益ノ多少ニ依リ業種ヲ區別シ税率ヲ定ムルコト

本項二者択一ノ問題ナリトスレバ第一ノ方法ヲ採択セント欲ス、立法論トシテハ第二ノ方法甚タ可ナリト雖モ、如何ナル業種ハ厚利ニシテ如何ナル業種ハ薄利ナルカヲ定ムルコト頗ル困難ナリ、要スルニ如何ナル業種ト雖モ變転常ナキ經濟界ノ狀況ニ依リ、本年厚利ナリシモノ明年必シモ厚利ナラズ、本年薄利ナリシモノ明年必シモ薄利ナラズ、之レ第二ノ方法ヲ否認スル所以ナリ、之レニ反シ第一ノ方法ハ利益ノ多少ヲ無視スルノ嫌アルヲ以テ、被稅者ニ依リ納税ニ難易ノ不權衡ヲ生シ、立法論トシテハ不可ナリト雖モ、其適用税率ニシテ過當ナラズ、売上金ノ増加ニ準シ適用率ヲ通減スレバ甚シキ支障アルヲ認メズ、調査上モ亦容易ナルベシ、之レ第一ノ方法ヲ採択スル所以ナリ、若シ問題外ニ涉リテ卑見ヲ陳ヘンカ、売上金額ノ当否ヲ調査スルニ当リ最モ困難ナルハ帳簿ノ設備、或ハ記才不完全ナルニアリ、之レニ反シ仕入金額ハ比較的完全ニシテ營業者モ亦之レガ整理ニ重キヲ置クノ慣習アルヲ認ム、依テ仕入金額ヲ以テ課税標準ト為シ、其多少ニ依リ税率ヲ異ニスルヲ以テ便宜ナリトス

第四問ニ対スル意見

總テ織物ノ課税価格ヲ定メンニハ、其原料物品ノ価格ヲ確メタル上ニ於テセサルヘカラス、原料物品ノ価格サヘ確然卜定マラハ其課税価格ハ自ら衡平ヲ得ラルヘキモノナリ、故ニ先ツ未製ノ時ニ於テ一応其原料物品ノ數量價格ヲ調査推定スルノ必要ナクンハアラス、要之織物製造ノ当初ニ於テ原料物品ノ検査ヲナシ、其價格ヲ推定スルヲ必要トス

第五問ニ対スル意見

種類及価格ノ一定セル織物消費税ノ課税方法トシテハ從量税ニ依ルヲ便宜トス、而シテ其方法トシテハ、一、原料糸価ノ標準ヲ定ムルコト、糸価ノ高低ハ延テ織物ノ価格ニ影響スルモノナレハ、予メ其糸価ニ就テ一定ノ標準ヲ立テサルヘカラス、而シテ其糸価タル時々變動アルモノナレハ千辺一率、毎二同一ノ価格ヲ以テ推定シ得ヘキモノニアラサルコト論ナシ、然レトモ如何ニ變動アルモノナレハトテ、毎月至細ニ其価格ノ變動ヲ調査スルハ煩雜且ツ面倒ノコトニテ、其利害ニ於テモ多大ノ關係ヲ有セサルモノナレハ多少ノ變動ハ之ヲ不問ニ置キ、偶々較著ナル變動ヲ見ルニ至レハ是ニ始メテ其価格ニ依テ標準ヲ變更シ、若ハ便宜ノ方法ヲ以テ之ヲ部内稅務署一般ニ知悉セシムヘシ、二、趣構及意匠等ノ差異ニ依テ価格ノ標準ヲ立ツルコト、等シク織物ノ中ニアリテモ普通ノモノモアレハ複雑ナル綾織モアルヘク、而シテ其綾織ノ中ニ於テモ所謂七子織ナルモノモアルヘク、一業織ナルモノモアルヘク、其手數其面倒同日ノ論ニアラス、既ニ此面倒ト手數トアリ、其價格ノ差異ニ依テ標準ヲ一定スルノ必要ナクンハアラス、三、染賃ノ標準ヲ一定スルコト、染色ニ於テモ京染メト地染メトアリ、其賃金ニ於テ差異ナクンハアラス、故ニ其賃金ニ於テ一定ノ標準ヲ立テ置ク必要アリ

第一問ニ対スル意見

一 自家用醬油稅則ヲ全廢スヘシ

其理由

一 人民ニ對シテ利害ノ關係ナシ

該稅ノ全廢ハ人民ニ對スル一ノ打擊ナルカ如クナルモ、人民カ自家ノ醬油製造ヲ廢スレハトテ、他ニ製造者アリ之カ供給ヲナスヲ以テ、需要ノ上ニ於テ毫モ不便ヲ感スルコトナシ、然ラハ則チ人民ノ經濟上ヨリシテ如何

ト云フニ、人民カ自家ノ耕作ニヨツテ得タル原料品ヲ以テ自家之カ製造ヲナシ来リシ久シキ因襲ハ、或ハ自家ニ於テ製造スル能ハサル為メニ、更ニ其供給ヲ他ノ製造業者ニ向テ仰カサルヘカラサルノ止ムヲ得サルニ至ルヲ苦痛トスルモノアルヤモ知ルヘカラス、然レトモ其供給ハ自家ノ製造ニ資スヘキ原料品ノ代価ヲ以テ優ニ仰キ得ヘキモノニテ、些ノ収支損益アルモノニアラス、否ナ寧口之ヲ製造スルノ手数ト労力トヲ除キ得ルノ利アルヲ知ラサルヘカラス

二 国家財政ノ上ニ於テ影響スル所ナシ

該法ノ全廢ハ宛モ一ノ財源ヲ失フカ如キ觀アルモ、由來需要供給ノ原理ハ終始一貫ニシテ、人民ノ需要ハ一日モ其供給ナクシテ止ムモノニアラサレハ、從來自家ノ供給ヲ以テ自家ノ需要ヲ満足セシメタル自家用製造者ハ、勢此供給ヲ他ニ向テ求メサルヘカラス、其結果トシテ製造業者ノ供給高ニ増加ヲ見スンハアラス、既ニ其増加ヲ見ル一面ニ、失フ所ノ財源ハ他方ニ於テ之ヲ償ヒ得テ余リアルヲ見ルニ至ルヘシ

斯ノ如ク論シ来レハ、検査監督上多大ノ煩雜ト面倒トヲ免カレサル自家用醬油稅則ノ施設ヲ保持スルノ、迂且ツ拙ナルコト言フ俟タサル所ナリ

一 織物消費稅法ヲ改正シテ機業稅トナスヘシ

織物消費稅課稅方法ノ衡平ヲ得ルニ於テ、遺憾ナキヲ期セントスルノ困難ナルコト言フマテモナシ、然レトモ國家ハ他ニ之ニ代ハルヘキ財源ナキ以上ハ当然此稅法ヲ持續セサルヘカラス、不知、如何ニシテ此困難ナク此面倒ナク、然モ財源ニ影響ナキヲ得ヘキカ、唯夫レ機業稅アリ、以テ此稅法ニ代フルヲ得ヘシ、從來自家用織物ハ納稅ノ義務ナキモノトシタルヲ以テ、製造業者ノ不利ヲ来タスコト尠カラサルノミナラス、等シク自家用ノモノニテモ一ハ自身ニ於テ製造スル為メニ課稅ヲ免カレ、一ハ製造シ得スシテ他ノ製造業者ニ委託スルニ依テ課稅ヲ受

クルノ不衡平ヲ見ルニ至ル、然ルニ今若シ此機業税ニヨルトキハ、其自家用タルト製造業者タルトヲ問ハス等シク課税ノ義務ヲ負担スルニ至ルモノニテ、比較的課税ノ上ニ於テモ衡平ヲ得、且ツ検査監督ノ上ヨリスルモ多大ノ困難ヲ見サルニ至ルノ利アルヲ信ス、仮ニ機業税ノ更正ヲ不可トスルモ、自家用者ニ対シテハ本制ヲ施行シ其均一ヲ保タサルヲ得サルナリ

横秘第一三二号

稅務署長

稅務上参考ニ供スヘキ必要有之候条、左ノ各項ニ対シ所見ヲ立テ本月九日限申報スヘシ

明治三十九年四月二日

横濱稅務監督局長心得 岡 今朝雄

第一 稅源ノ選択其ノ他一般稅制ノ整理改善ニ関スル件

第二 宅地賃貸價格調査ノ方法及宅地地価修正實施順序ニ関スル事項

第三 物品販売業ニ対スル課稅方法

- 一 卸売ト小売トノ區別ヲ廃シ売上金額ノ多少ニ依リ稅率ヲ異ニスルコト
- 二 売上金額ニ対スル利益ノ多少ニ依リ業種ヲ區別シ稅率ヲ定ムルコト

第四 織物課稅價格ノ衡平ヲ保持スル為メ執ルヘキ最良方法

第五 織物消費稅ノ課稅方法トシテ、織物ノ種類及價格ノ一定セルモノニ付テハ從量稅ト為シ課稅スルヲ便宜トスルヤ、若シ從量稅ト為ストセハ如何ナル方法ニ從フヘキヤ

68 明治39年4月 同一名の税務署

局報第二十号

○雑件

税務署名同一ノモノ

名古屋	長野	大坂	丸亀	仙台	名古屋	宇都宮	丸亀	大坂	局名
岐阜	新潟	奈良	徳島	福島	愛知	群馬	徳島	大坂	府県名
高田	高田	高田	富岡	富岡	富岡	富岡	池田	池田	署名

東京	名古屋	京都	金沢	大坂	長野	横浜	金沢	長野	局名
埼玉	岐阜	滋賀	富山	大坂	長野	神奈川	石川	長野	府県名
松山	八幡	八幡	八尾	八尾	中野	中野	飯田	飯田	署名

広島	名古屋	名古屋	京都	丸亀	広島	熊本	仙台	熊本	局名
山口	岐阜	三重	滋賀	愛媛	広島	福岡	岩手	福岡	府県名
大田	太田	木本	木ノ本	西条	西条	福岡	福岡	福岡	署名

(昭43 東京 56)

丸 龜	仙 台	神 戸	鹿 児 島	金 沢	仙 台
高 知	福 島	兵 庫	宮 崎	富 山	福 島
中 村	中 村	中 村	高 岡	高 岡	高 田

仙 台	長 野	神 戸	東 京	丸 龜	大 坂
福 島	長 野	兵 庫	千 葉	愛 媛	奈 良
福 島	福 島	北 条	北 条	松 山	松 山

松 江	仙 台	熊 本	横 浜	宇 都 宮
鳥 取	宮 城	大 分	静 岡	茨 城
吉 岡	吉 岡	森	森	太 田

(昭43 札幌 9-1)

69 明治39年5月 税務署長会議諮問事項

達第一二三号

税務署長

本月十六日ヨリ署長会議相開キ候条、別紙諮問事項ニ就キ十分攻究シ、同日午前九時マテニ出局スベシ
 明治三十九年五月二日

横浜税務監督局長印

税務署長会議諮問事項

一 一般ニ関スルコト

- 一 吏員ノ品性ヲ高潔ナラシムルコトニ就テ常時用意ノ大要如何
- 二 稅務官吏養成ニ就テノ考案如何
- 三 各署定員ノ配置改定ヲ要スヘキモノトセハ、之レガ配置ノ標準如何
- 四 稅務ノ進捗ヲ図ルニ就キ改善ヲ要スト認ムヘキ点アラハ開陳セラレタシ
 - 1 諸事務規程ノ改訂ヲ要スト認ムヘキ点ニ就テ
 - 2 事務ノ簡捷ト、併ニ人民ノ便宜トヲ図ル点ニ就テ
- 五 非常特別稅法実施後納稅者負担ノ難易、其他ノ狀況如何
 - 二 直稅ニ關スルコト
 - 一 宅地々価修正準備ニ關シ各署其調査ノ実況如何
 - 二 市町村ニ於ケル地租名寄帳整理ノ狀況、并ニ地租名寄帳不整理ノ市町村ニ對シ之カ整理ヲ為サシムル良法如何
 - 三 本年第三種所得調査ニ關シ特ニ施設シ、又ハ施設セントスル事項、并ニ前年ニ對スル稅額増減ノ予想如何
 - 三 間稅ニ關スルコト
 - 一 酒稅加重ノ結果トシテ追々脱稅通稅ヲ企図スル者ヲ増加スルノ傾向アルガ如シ、適實ニ之ヲ取締ルノ方法如何
 - 二 酒造用容器ニシテ測度後長年月ヲ經過シタルモノニ就テハ、或ル容器ニ限り之ヲ改測スルノ要ナキカ、又予メ改測年限ヲ定メ置クノ可否如何
- 三 間稅特別監視員待遇ノ結果、間稅特別監視員ト稅務署検査員トノ調和、及當業者ノ特別監視員ニ對スル感觸等ニ關シ見聞ノ狀況如何
- 四 本年營業稅調査ニ鑑ミ、次年ニ於テ特ニ施設セントスル事項如何

五 相統税法施行ノ状況、特ニ同税法第十二条ノ報告ハ敏速ニ且ツ遺漏ナク行ハル、ヤ否ヤ、之レニ対スル各署施設ノ状況如何

六 相統財産、殊ニ動産ノ価額見積リニハ如何ナル方法ヲ用ユルヤ、脱漏ヲ防クノ箋如何

四 経理ニ関スルコト

一 租税徴収ノ成績良好ナル処ト不良ナル処ト各其原因ヲ説明シ、不良地方ニ対スル矯正策ヲ開陳セラレタシ
二 庁費旅費等ノ配賦ハ右種目間ニ過不足ノ嫌ナキカ、各署ノ実状ニ照シ意見ヲ開陳セラレタシ

(昭43 東京 56)

70 明治39年7月 臨時調査事務に関する主税局長書簡

秘第一四六号

目下宅地々価修正準備、所得税調査等ノ時期ニ際会シ事務ノ繁劇ナルニモ拘ハラズ、昨今統々臨時調査事務ヲ示達セルヲ以テ一層ノ繁劇ヲ加ヘ、非常ノ困難ヲ感セラレ候事ト同情ニ堪ヘサリシニ、今回別紙写ノ通り主税局長ヨリ申来リ候ニ付及移牒候、大蔵省ニ於テモ税務署ノ事務ハ劇甚ニシテ一統寢食ヲ忘レ、其責任ヲ尽シ居ラレ候事ハ知了セラ、義ニ付、其辺署員ニ訓諭シ一層ノ奮励ヲ以テ事ニ当リ、調査ノ遺憾ナキヲ期セラルヘシ

明治三十九年七月二日

大阪稅務監督局長 渡辺義郎

湯淺稅務署長殿

(別紙)

拜啓、陳ハ近時諸般ノ稅務益繁多ヲ加ヘ、稅務監督局及稅務署ニ於テハ事務処理上非常ノ御困難ヲ感セラレ候コトハ、
万々推察致候次第ニ有之、殊ニ昨年来ハ宅地賃貸價格調査ニ引続キ、昨今田畑收益調、所得種類別調、宅地收益調、
酒類仲買人ニ關スル調査等続々御照會致候結果、局署ニ於テハ殆ント寢食ヲ忘ル、迄ニ御尽瘁相成候事実ハ充分承知致
居リ、小官ニ於テモ深ク御同情ニ堪ヘサル処ニ有之、元來臨時調査事務ニ付テハ出来得ル限り局署ノ御手数ヲ煩ハサ、
ル様注意致居候ヘ共、今回ニ於ケル調査ノ如キハ地価修正若クハ稅法審査ノ資料ニ供セラル、モノニシテ、御承知ノ
如ク地価修正事業ハ前年来ノ宿題ニ有之、又稅法ノ審査ニ在リテモ夙ニ一般朝野ノ囑望スル処ニ候ヘハ、其ノ資料ハ
充分正確ヲ要シ候次第ニ付、已ヲ得ス局署ノ御調査ヲ煩ハス事ニ立至リ候次第ニ有之、右ニ付今後トテモ此上調査方
御照會可致場合モ可有之ト存候ニ付、何分事情御洞察ノ上格別ノ御精勵ヲ以テ可然御處理相成度、尤モ昨今稅務署ニ
於テハ恰モ所得稅調査ノ時期ニ際會シ、一入御繁忙ノ場合ト存候間、都合ニ依リ酒類仲買人ニ關スル調査ノ如キハ後
廻シトナシ候テモ不苦候ニ付、彼是御配慮ノ上何卒充分ナル御調査ヲ遂ケ、遺憾ナキヲ期セラレ候様致度、右得貴意
候、敬具

三十九年六月廿六日

桜井〔鉄太郎〕主稅局長

渡辺大阪稅務監督局長殿

(昭53 大阪 21)

71 明治40年6月 局長會議における大蔵大臣訓示

訓示第二号

稅務署長

本年五月稅務監督局長會議ノ際、大蔵大臣〔阪谷芳郎〕ヨリ別紙ノ如ク訓示アリタルニ依リ、稅務執行上能ク其ノ趣旨ヲ遵奉シ成績ヲ挙クルコトニ努ムヘシ

明治四十年六月二十日

仙台稅務監督局長 佐々木藤太郎

稅務監督局長會議ニ於ケル大蔵大臣ノ訓示

曩ニ一般稅制ノ整理改善ニ関シテ諸君ノ意見ヲ徵シ參考スル所尠カラス、爾來稅法ノ調査ハ着々進捗シ今ヤ稅法整理案審査會ノ審議中ニ属ス、此際ニ於テ稅務實際ノ見地ヨリ諸君ノ意見ヲ聽クヲ得ルハ本大臣ノ最モ喜ブ所ナリ

社会ノ進歩ニ伴ヒ稅法ノ組織ハ益々複雑ヲ加フルト同時ニ、其ノ施行ハ愈々簡便ヲ期セサルヘカラス、諸君ハ常ニ此点ニ留意シ、他日稅法改正ノ曉ニ於テ苟モ其ノ施行ニ支障ナキヲ期セラレンコトヲ望ム、蓋シ改正稅法ノ能ク其ノ効果ヲ收ムルヲ得ルト否トハ、一ニ職ニ稅務ニ在ル者ノ適用如何ニ在リテ存ス

国運ノ隆興ニ從ヒ稅源ノ涵養ハ益々緊要ヲ加フ、諸君カ稅務執行上調査研究シタル結果ヲ当業者ノ參考ニ資シ、依テ以テ酒造ノ改良、其ノ他生産事業ノ發達ニ貢獻スル所尠カラサルハ本大臣ノ深ク喜ブ所ナリ、將來益々此ノ方面ニ向テ努力アラムコトヲ望ム

稅務執行ノ方針ニ関シテハ既ニ屢々訓示スル所アリ、要スルニ稅法施行ノ要義ハ之ヲ都鄙ニ行ヒテ輕重ナク、之ヲ貴賤ニ施シテ寬嚴ナカラシムルニ在リ、諸君ハ深ク此点ニ注意シ課稅ノ公平ヲ維持スルコトヲカメサルヘカラス終ニ臨ミ一言諸君ニ謝セサルヘカラスハ、諸君力常ニ繁務ノ傍ヲ稅法調査ニ関スル資料ノ供給ヲ敏速ニシ、該調査上ニ便益ヲ与ヘタルコト尠カラサルノ一事ナリ、殊ニ宅地賃貸價格調査ノ如キハ非常ノ大事業ナルニ拘ラス、熱心之ニ鞅掌セラレタルハ本大臣ノ大ニ満足スル所ナリ

諮問又ハ協議ヲ要スル事項ニ就テハ慎重審議アランコトヲ望ム

(平 18 仙台 86)

72 明治40年7月 密造犯則檢察に付内訓

内訓第六号

稅務署長

今回宮城控訴院檢事長ノ親シク獄務ヲ巡視セラレタル実況ニ依レハ、稅法違犯ニ係ル受刑者中或ハ不具者アリ、或ハ老翁媪アリテ、却テ換刑ヲ意トセサルカ如キ現象ニシテ、殆ント懲戒ノ功ヲ奏セサルノミナラス、徒ラニ監獄費ノ増加ヲ見ルノ結果ヲ示セリト云ヘリ

惟フニ如斯ノ現象ヲ呈スルハ、違犯者ノ種々ノ奸策ニ由ルトコロアルハ勿論ナルモ、畢竟犯則檢察ノ当初ニ於テ其ノ用意ノ周到ヲ欠キ、違反者ノ真実ナル主体ヲ誤認スルニ由ル所尠ナカラサルモノアルカ如シ、若シ果シテ叙上ノ如シトセハ当該官吏ノ責任モ亦甚輕カラサル次第ニ付、尚左ノ各項ニ注意シ自今一層檢察ヲ慎重ニスルコトヲ要ス

一 違犯者カ其ノ責任ヲ他ノ主動者ニアラサル老幼女若ハ不具者等ニ嫁シ、自カラ全ク関与セサルカ如ク装フモノアリ、畢竟一面ニハ家長等ニシテ名譽上信用上等ノ関係ヨリ、又一面ニハ其ノ責任ノ成ルヘク輕カラシムルコトヲ欲スルヨリ、此ニ出ツルモノナルヘキヲ以テ、相当ノ地位名望アリテ通告ノ履行確實ナリト認ムル者ヲ除ク外ハ、眞実ノ責任者ノ檢挙ニ勉ムルコト

二 老幼、婦女、不具者等ニシテ、本来器械的ニ為シタル行為ナルニ拘ラス、自ラ進ンテ自己單獨ノ行為ニシテ家長ノ指揮ニ出テタルニアラサルコトヲ自白スル場合頗ル多キ実況ナルヘキモ、是等ニ對シテハ諄々共犯トシテ処分セラル、コトノ不利益ナルコトヲ説示シ、且製造原料ノ出所及製成物消糜ノ実況等ニ鑑ミ、眞実ノ責任者ノ檢挙ニ勵ムルコト

三 老幼婦女等ニシテ犯法能力アル者、家長其ノ他ノ違犯行為ニ加功シタルニ過キササルニ、其ノ事實ヲ自白セスシテ家長其ノ他ノ指揮ニ出テサルコトヲ主張スルモノアルモ、犯則行為ノ実況ニ照ラシ家長其ノ他モ亦責任アルモノト認定スヘキ事實アルトキハ、共犯トシテ処分ノ通告ヲ為シ、又ハ告発ノ手續ヲ為スコト

右内訓ス

明治四十年七月廿五日

仙台稅務監督局長 佐々木藤太郎

(平 12 仙台 722)

73 明治41年1月 税額増収計画に付内牒

達秘第三号

税務署長

四十一年度以降税額増収計画ニ関シ別紙ノ通り主税局長ヨリ内牒アリタルヲ以テ、右趣旨ニ依リ夫々調査実行ヲ期シ、尚ホ營業税ニ就テハ客年十二月内達第二五〇号ノ趣旨ニ依リ遺漏ナク調査ヲ遂ケ、醬油税及織物税等其税額ノ僅少ナルモノハ、知ラス識ラス検査監督ヲ等閑ニ付スルノ傾向アルニ付、此際一層注意ヲ加ヘ、酒税ニ関シテハ従来ノ検査方法ニヨルノ外左記事項実行ノ上徵税上遺憾ナキヲ期スヘシ

- 一 予メ甑ノ容量ヲ調査シ置キ、隨時蒸蝕中ニアル原料米ノ臨時検査ヲ執行スルコト
- 二 醪ノ熟成検査及清酒査定ノ際ニ於テ、其ノ温度ヲ檢シ酒造検査簿製成歩合摘要欄ニ記入スルコト
- 三 醪製造方法ノ異ナル毎ニ精密ニ醪酵ノ經過ヲ調査シ、其ノ歩合及温度ヲ記載シタル醪酵經過一覽表ヲ調製シ、検査上ノ参考ニ資スルコト

四 揚水ヲナスノ疑アルモノニ対シテハ、隨時醪及製成清酒ノ酒精容量ヲ調査スルコト

明治四十一年一月九日

仙台税務監督局長 佐々木藤太郎

主秘第五〇五号

四十一年度以降ノ財政計画トシテ、酒税・砂糖消費税ヲ増徴シ石油消費税ヲ新設シ、又現行税法ノ施行上課税物件ノ調査・犯則脱税ノ取締、其ノ他徵税方法ノ改善ニ依リ増収ヲ計ルコトニ内定相成候ニ付テハ、左記ノ各項御承知ノ上

夫々御施設相成候様致度

一 酒税及砂糖消費税ノ増徴ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ノ筈ニ候得共、見越輸入等ノ弊ヲ少カラシムル為メ、法律発布ノ日ヨリ施行ノコト、相成ルヤモ凶ラザルヲ以テ、其用意アルベキコト

二 石油消費税ノ課税方法ハ織物消費税ト殆ント同一ナルヲ以テ、製造場・貯蔵場ノ關係、其ノ他取引慣習等ニ付夫々調査シ置カルベキコト、法案ハ確定次第送付可致候

三 徵税方法ノ改善ニ要スル経費ハ四十一年度予算トシテ要求セラレタリト雖トモ、予算ノ配賦ヲ待テ始メテ着手スル様ニテハ、四十一年度ニ於テ予期ノ収入ヲ得ル能ハザルベキヲ以テ、年度開始以前ニ於テ調査又ハ取縮ヲ要スル營業税及酒造税ノ如キハ、今ヨリ其ノ方針ヲ以テ進行セラルベキコト

右及内牒候也

明治四十年十二月廿四日

大蔵省主税局長 桜井鉄太郎

仙台稅務監督局長 佐々木藤太郎殿

主秘第五一五号

四十一年度以降財政計画ニ関シ、去ル廿四日主秘第五〇五号ヲ以テ及内牒候処、右ノ内今日ヨリ予メ調査又ハ取縮ニ関シ施為ヲ要スルモノニ対シテハ、別ニ経費ヲ配賦スヘキ余裕無之ニ付、既配賦予算額ノ範圍内ニ於テ夫々繰合セ適宜御処理相成度、追々御問合ノ向モ有之、為念此段及内牒候也

明治四十年十二月二十七日

仙台税務監督局長 佐々木藤太郎殿

大蔵省主税局長 桜井鉄太郎

(平 12 仙台 722)

74 明治41年7月 税務署長会議の決議事項

甲秘第一〇〇〇号

税務署長

課長ヲ置クヘキ税務署ハ約半数ノ見込ナルモ人繰上ノ都合有之、来ル九月中補職スヘシ
右内達ス

明治四十一年七月六日

熊本税務監督局長

秘密諮問事項決議要領

一 税務署中課員ノ多数ナル各課ニハ課長ヲ置クノ要アルカ如シ、意見如何

決議

大ナル税務署ニ限り課長ヲ置ク、而シテ課長ハ八級俸以上ニ限り、辞令ハ局長ヨリ交付ス
二 税務署ニ於テ新任者ニ対スル身分上及事務上訓練ノ方法如何

決議

身分上ニ対シテハ先ツ服務ニ関スル心得ヲ懇示シテ誦読記憶セシメ、常々品性ヲ嵩フシ言動ヲ慎シムコトハ、毎々之ニ注意シテ実行ヲ督励シ、署長秘録人事ノ部ハ詳細之カ記述ヲナスコトトシ、貯金ノ如キモ必要ノコトナレハ、成ルヘク勸誘シテ之ヲ為サシム、事務上ニ対シテハ一定ノ日ヲ期シ法令ヲ研究シ、疑義ヲ討究スル等ノ方法ニ依ル

三 主トシテ所得税調査ノ為、夏期ニ於テハ間税課員ヲシテ直税課ニ兼勤セシメ来タル例ナリシモ、右夏期ニ於テ特ニ必要ナラサル間税課員ハ当初ヨリ直税課勤務ヲ命シ、酒造期節ニ於テ間税課兼勤ヲ命スルコトニ改ムルノ要否、如何

決議

被服費ノ関係上之ヲ遂行スル能ハサルノ事情アリ、現状維持

四 左記ノ如ク税務署ヲ廃合スルモノトセハ、其利害得失如何、尚他ニ廃合ヲ要スルモノナキカ

八代税務署管轄区域八代郡
葦北郡

廃止税務署 佐敷

(若松) 税務署管轄区域速賀郡
宗像郡

廃止税務署 東郷

中津税務署管轄区域下毛郡
宇佐郡

廃止税務署 四日市

決議

八代・佐敷ノ合併ハ異議ナシ、折尾(若松)・東郷ノ合併ハ不可、交通ノ便宜ヨリ見レハ差支ナキカ如クナレトモ、東郷ハ寧ろ福岡へ合併スルヲ便トス、中津・四日市ノ合併ハ非常ニ人情ヲ異ニスル所ナレハ、到底円満ニ纏ル見込ナシ、其ノ他問題トナルベキモノアルモ、当分ハ現状維持ヲ可トス

五 稅務署名ヲ改稱スルノ要ナキカ

決議

折尾稅務署ハ早晚若松ニ移サ、ルヘカラサルヲ以テ若松ト改稱シ、福島稅務署ハ仙台稅務監督局管内ノ福島稅務署ト同名ナルヲ以テ八女ト改稱シ、四日市稅務署ハ名古屋稅務監督局管内ノ四日市稅務署ト同名ナルヲ以テ宇佐稅務署ト改稱シ、森稅務署ハ横濱稅務監督局管内ノ森稅務署ト同名ナルヲ以テ玖珠稅務署ト改稱シ、町山口稅務署ハ曩ニ其町名ヲ本渡ト改メタレハ天草ト改稱シ、豆田稅務署モ同シク其町名ヲ日田ト改メタレハ之ヲ日田稅務署ト改稱シ、其ノ他福岡稅務署、又折尾稅務署（若松稅務署ト改ムレハ）他二同名ノ稅務署アレトモ、是ハ当管内ノ福岡、若松カ他管内ノ其ヨリモ世間ニ有名ナレハ之ヲ改稱セサルコト

（平 5 熊本 23）

75 明治41年10月 稅務執行方針に付局長内訓

甲秘第一五九九号

稅務署長

今般大藏省訓令第四十七号ヲ以テ稅務執行ノ方針及官吏服務ノ心得ニ関シ訓示有之候ニ付テハ、從來教諭訓示セル心得ニ依リ現行諸規定ヲ勵行シ之ヲ拡充シ、以テ訓令ノ趣旨ニ適従スルコトヲ勉ムルヲ要ス、而モ尚一層注意ヲ要スヘキモノアルヲ認メ該訓令実行ノ方法ニ就キ案スルニ、施為スヘキ事例大率左ノ如シ、他ハ之ニ依リ類推シ研鑽討尋以テ該訓令ノ完全ナル実行ヲ遂ケ、益稅務ノ刷新ヲ期スヘシ

右内訓ス

明治四十一年十月廿八日

熊本稅務監督局長

第一 徵收ノ目的ヲ達シ國資ノ充實ヲ図ルコト

(一) 署長ハ納稅奨励ノ為メ町村ニ出張セル場合、其ノ他相当ノ機會ニ於テ、公衆ニ対シ納稅義務、納稅準備及稅源涵養等ニ関スル講話ヲ為シ、納稅ヲ先行スルノ美風ヲ養成スルニ努ムルコト

(二) 署長ハ事情ノ許ス限りハ適當ノ機會ヲ利用シテ都市町村長等ト協議シテ産業組合ノ成立ヲ図リ、組合事業ノ中ニ納稅貯金ノ制ヲ立テシムルコト(別紙信用組合定款等参照)

(三) 稅務ノ概念ヲ授クル為メ小冊子ヲ編輯シ、小学校ニ配付シ生徒ノ教科資料ニ供スルコト(此ノ小冊子ハ目下編輯中)

(四) 徵收ノ成績不良ナル市町村ニ對シテハ、從來ノ矯正方法ヲ勵行スルノ外、顯然タル怠納者ハ特ニ役場ヨリ納期日以内ニ報告セシメ、此ノ者ニ對シテ相当ノ怠納予防ノ処置ヲ施スコト、但シ此ノ処置ハ先ツ稅務署所在地又ハ其ノ付近ヨリ着手シ、漸次他ノ区域ニ及ホスコト

(五) 署長ハ時々出張シテ直稅及徵收ノ實地ノ監督ヲ為スコト

第二 不正ノ逋脱ヲ予防スルコト

(一) 酒類密造ノ弊害アル地方ニ於テハ、現今ノ納稅準備組合規約中ニ之カ矯弊ニ関スル事項ヲ加ヘシムルコト

(二) 納稅者ノ納稅資力ノ安固ナラムコトヲ期セムカ為メ、酒造稅ノ第一及第二ノ納期以前ニ於テ現在酒ノ數量價格カ未納稅金ノ金額ニ充ツルニ足ラサル虞アルトキハ、特ニ蔵中ノ現在酒ニ注意シ、右ノ納期內ニ於テハ少ク

モ二回以上之カ調査ヲ行フコト

- (三) 酒造税ノ保証ニハ成ルヘク資力確實ナル保証人ヲ立テシメ、以テ保証人減少ノ傾向ヲ予防スルニ努ムルコト
- (四) 間税營業者ニ対スル正業者ト不正業者トニ依ル検査監督ノ取扱方ハ、今回改正ノ規程ニ從ヒ一層寬嚴其宜ニ適スルヲ期スルコト

(五) 警察署長ト協議シ、制服着用ノ間税官吏ハ警察官吏ト相互礼式ノ交換ヲ為サシムルコト

第三 不当ノ徴収ヲ避クルコト

- (一) 重要ナル事項ニ就テハ主任以外ノ者ヲシテ特ニ審査セシメ、違法、不当及誤算ナキヲ期スルコト（其事項ニ付テハ別ニ指示ス）

(二) 所得ノ重複決定ヲ予防スルコト

- (イ) 他稅務署管内ノ官公署、学校、会社等ノ在職者、若ハ軍艦船舶ノ乗組員ニシテ本籍地所轄稅務署ニ所得申告ヲ為シタルモノハ、其ノ現住所ヲ調査スルコト

- (ロ) 他稅務署管内ニ本籍ヲ有スル所得納稅義務者ニシテ、所得申告ヲ為サ、ルモノアルトキハ、本籍地稅務署ニ対シ当署ニ於テ決定スヘキ旨ヲ通知シ資料ノ送付ヲ求ムルコト

- (ハ) 所得申告期限經過後転出入シタル者ノ所得金額ニ付テハ、關係稅務署ト協議シテ決定地ヲ定ムルコト

- (ニ) 二個以上ノ稅務署管内ニ營業場ヲ有シ常ニ往来スル者ノ所得決定ニ付テハ、相互協議シテ決定地ヲ定ムルコト

第四 貴賤ニ依リ寬嚴ナキコト

- (一) 多額所得者ノ戸籍簿ヲ設備シ、之ニ本人及ヒ其ノ家族ノ氏名年齢及親族關係ヲ記入スルコト

(二) 重モノナル資産家ノ資産台帳ヲ設備シ、本人并ニ其ノ家族ノ資産ノ状態ニ関シ調査シ、見聞シタル事項ハ隨時之ヲ記入シ、数年ヲ期シテ之カ完成ヲ期スルコト

(三) 右資産ノ移動事項ハ、之ヲ知タルトキ直チニ関係稅務署ニ通報スルコト

(四) 直稅納稅者ハ概ネ左ノ三種類ニ区分シ調査ノ寬嚴宜ニ適スルヲ期スルコト

(甲) 有爵者、高等官、同待遇者及之ニ準スヘキ者、徳望家及既往現在ノ事蹟ニ於テ、調査額ヨリ多額ノ申告ヲ為ス者、調査額ニ比シ申告額ノ少差ニ止マル者、若ハ調査額ニ及ハサルモ申告額ノ正確ニシテ是認シ得ラル、モノ

(乙) 官吏、公吏、医師、弁護士、会社ノ重役、其ノ他相当ノ信用アル者等ニシテ前項ニ該當セサル者

(丙) 脱稅連稅ヲ企図スル疑アル者

甲者ニ対シテハ可及的調査ヲ省略シ、尋問ヲ要スル場合ニ於テモ特ニ叮嚀ヲ旨トシ、時宜ニ依リテハ親展手簡ヲ發スル等好意ヲ表シテ照会シ

乙者ニ対シテハ調査ハ普通ノ程度トシ、尋問ヲ要スルトキハ別紙甲号紙ヲ用ヰルコト、丙者ニ対シテハ最周密ナル調査ヲ執行シ、尋問ヲ要スルトキハ別紙乙号紙ヲ用ヰルコト

乙及丙ニ屬スル者ト雖モ、營業稅ニ就テハ課稅標準隱蔽ノ余地少キ銀行業、物品貸付業、倉庫業、製造業、印刷業、写真業、運送業、席貸業、料理店業、旅人宿業ノ如キハ繁細ナル調査ヲ省略スルヲ可トス

第五 都鄙ニ依リ輕重ナキコト

(一) 直稅調査專担員ヲシテ重要ナル課稅物件ノ消長ニ留意セシムルコト

(二) 標準ノ不明確ナル物件、即チ貸金、貯金、有価証券類ノ調査ニハ特ニ精細ナル注意ヲ払フコト

第六 法規ノ域外ニ超越セサルコト

第七 事実ニ基カサル予断ヲ為サ、ルコト

第八 常識ノ判断ヲ愆ラサルコト

(一) 法律及経済学ノ研究并ニ地方経済状況ノ調査等ハ一層其ノ進歩ヲ図ルコト

(二) 課税ノ負担ニ堪ヘスシテ營業ヲ廢止スル等ノ事実アラサルヤ否ヤヲ時々調査スルコト

第九 廉恥ヲ重シ操守ヲ堅クスルコト

(一) 勤儉貯蓄ニ関スル規約ヲ中絶シタル向ハ更ニ之ヲ再興スルコト

第十 官紀ノ維持ニ努ムルコト

(一) 戊申詔書及大蔵省訓令第四十七号ハ之ヲ服務軌範中ニ編入シ、他ノ服務心得等ト同一ノ方法ニ依リ服膺セシメ、

尚ホ之ヲ各署懸額トシ常ニ反省セシメ、躬行実践署員ヲ率ルコト(額面ハ追テ送付ス)

(二) 署員ニ関シ左ノ如キ事項ヲ認メタルトキハ、其原因ヲ調査シ相当ノ矯正方法ヲ講スルコト

(イ) 遅参、早引等尋常ナラサルモノアリト思ハル、場合

(ロ) 職務ヲ執ルニ際シ倦怠ノ状甚シキヲ見タル場合

(ハ) 風采鄙シキ人物ノ屢々接見ニ求ル場合

(ニ) 心中煩悶ノ模様アリテ職務ニ熱心ナラサル場合

(ホ) 身分不相応ノ衣服ヲ新調シ、其ノ他贅沢ト認ムヘキ物品ヲ調製購入シタル等、生活状態ノ尋常ナラサル場合

(三) 署員ニシテ生計困難ナル者アレハ整理ノ方法ヲ授ケ、尚ホ爾後之ヲ監視スルコト

(四) 署長出張ノ際ハ其ノ用務ノ何タルヲ問ハス、常ニ署員身上ノ監督ニ留意スルコト

76 明治42年5月 局長會議における大蔵大臣訓示

秘第三〇号

明治四十二年五月廿七日

東京稅務監督局長印

東金稅務署長殿

本年四月稅務監督局長會議ニ於ケル大蔵大臣〔内閣總理大臣兼任桂太郎〕ノ訓示、別紙写老部及送付候也

稅務監督局長會議ニ於ケル大蔵大臣ノ訓示

諸君、私ハ昨年大蔵大臣兼任ノ大命ヲ蒙リ、今回初メテ諸君ト相會シテ爰ニ一言所思ヲ述フルノ機會ヲ得タルハ甚タ喜フ所ナリ、先ツ第一ニ帝國財政ノ現狀ヲ明ニシテ諸君ノ參考ニ供スルハ最緊要ノコト、信スルヲ以テ、其ノ概略ヲ説明スヘシ、抑モ戦後ニ於ケル財政ノ調理ハ頗至難ノコトニ屬スト雖、歳計ヲ確實ニシ急劇ニ増加シタル公債ノ整理ヲ以テ第一ノ急務トス、是ヲ以テ明治四十二年度予算ヲ編成スルニ当リテハ、主トシテ将来ニ亘リ歳出入ヲ整理シテ其均衡ヲ保チ、新規公債ノ發行ヲ避ケ其償還額ヲ増加シ、以テ財政ノ基礎ヲ鞏固ニシ公債ニ對スル信用ヲ厚クシ、併セテ一般經濟界ノ調和ヲ凶ルノ方針ヲ採レリ、即チ歳計ヲ定ムルニ付テハ努メテ經費ノ緊縮ヲ計リ、急切已ムコトヲ得サルモノ、外新規ノ經費ハ之ヲ見合セ、既定ノ計画ニ屬スルモノニ在リテモ出來得ル限之ニ節減ヲ加ヘ、既定繼續

費ニ付テモ成ルヘク其年限ヲ延長シ、其年割額ヲ減少セリ、又從來公債支弁ニ屬セシメタル事業費ニ付テモ、公債ノ増加ヲ避クルカ為、従前ノ未募集公債ハ全部ノヲ折切り、其発行ヲ見合スコト、ナシタリ、次ニ公債ニ対スル信用ヲ厚クシ其價格ノ恢復ヲ図ランカ為ニハ、公債償還額ヲ増加シ毎年少クトモ五千万円ヲ償還スルノ計画ヲ立テ、又帝國鐵道ノ経営ヲ独立自營ノモノト為ス方針ヲ以テ、之ニ適合スル特別會計ヲ設ケテ一般會計トノ関涉ヲ避ケタリ、是等ノ計画ヲ基トシタル予算ハ帝國議會ノ協賛ヲ經テ既ニ發布セラレ、戦後財政計画ノ基礎爰ニ確立スルニ至リタルハ、本大臣力諸君ト共ニ喜ヲ分タントスル所ナリ、而シテ此ノ財政計画カ円満ニ実行セラル、ヤ否ヤハ、国家財政ニ最重要ノ關係ヲ有スル稅務当局ノ施設カ、其當ヲ得ルヤ否ヤニ係ル所頗大ナルヲ以テ、諸君ハ各自責任ノ重大ナルヲ自覺シ、銳意稅務行政ノ施行ニ遺憾ナカラシメンコトヲ期セサルヘカラス

曩ニ本大臣ハ就任ノ初ニ當リ稅務執行ノ方針及官吏服務ノ心得ニ付訓示スル所アリタリ、稅務ニ従事スル者克ク其旨ヲ体シ之ヲ実行スルニ於テハ、事務ノ伸張官紀ノ振肅期シテ待ツヘク、稅務当局多年ノ訓練ト經驗トハ能ク斯ノ期待ニ副ヒ、敢テ愆ルコトナカルヘキハ本大臣ノ深ク信シテ疑ハサル所ナリト雖、稅務行政ノ當否ハ直ニ財源ノ消長ト國民ノ休戚ニ関シ一事モ之ヲ苟モスヘカラサルノミナラス、世間往々稅務行政ノ當否ニ付テ言議ヲ為スモノアリ、本大臣力稅務当局ニ希フノ念尙甚切ナルモノアリ、更ニ諸君ノ細心ナル留意ヲ望マサルヲ得ス

賦課徴収ノ手續ヲ簡易ニシ時間ト手数トヲ省略スルノ方法ヲ講スルハ、稅務行政ニ於テ最モ注意スヘキ要項ナリトス、カノ脱稅取締ノ目的ヲ以テ執行スル検査監督ノ如キ、亦宜シク正邪ヲ甄別シ寬嚴其ノ中庸ヲ得、機宜ヲ失ハサランコトヲ要ス、事務ノ取扱形式ニ流レ繁細ニ失シ、納稅者ヲシテ無用ノ煩勞ヲ感セシムルトキハ、租稅ノ負擔意外ノ苦痛ヲ加ヘ、延テ租稅本來ノ得失ヲ疑ハシムルニ至ルノ虞ナキヲ保セサルヲ以テ、成ルヘク納稅者ノ便宜ヲ計リ、其ノ業務ノ障碍トナラサランコトニ注意セサルヘカラス

稅務官吏ハ人民ノ財産ニ對シテ職務ヲ行ヒ又犯則事件ノ檢挙ヲ為ス等、普通人情ノ喜ハサル事務ニ従事スルモノナルヲ以テ、其ノ言語動作ヲ慎ミ人民ニ接スルニハ相當ノ礼節ヲ守ルト同時ニ、常ニ懇篤指導ノ念ヲ去ラス、能ク理義ノ在ル所ヲ明ニシ、各人ヲシテ安シテ納稅ノ義務ニ服セシムルノ用意アルヲ要ス、苟モ粗暴ノ言語ヲ発シ又ハ威圧ノ態度ヲ示シ親切丁寧ヲ欠クトキハ、忽チ人民ヲシテ嫌忌ノ念ヲ生セシメ徒ニ収斂苛察ヲ叫ハシメ、稅務ノ円満ナル執行ヲ完ウスル能ハサルニ至ルヲ以テ、此点ハ、深ク戒心セサルヘカラス

以上ハ服務上ニ関スル大体ノ訓示ニ過キス、言簡ナリト雖、諸君ハ克ク其趣旨ノ在ル所ヲ察シ、部下ヲ督勵シテ其実行ヲ期セラレンコトヲ望ム、若シ夫レ事務上ノ諮問又ハ協議ヲ要スヘキ事項ニ付テハ、主務局ヲシテ提出セシムヘキヲ以テ、慎重審議稅務ノ執行ヲシテ時局ニ適応シテ完全ナル成績ヲ挙ケシムルコトニ努力セラレンコトヲ望ム

(昭56 東京 2317)

77 明治42年9月 行政整理に付退官者取調

秘第一七三号

明治四十二年九月廿五日

大阪稅務監督局長印

湯淺稅務署長殿

今般行政整理ノ為定員減少可相成ニ付テハ、辭職スル者及官制改正ニ依リ当然退官スル者ハ、過去ノ功績ニ応シ昇級(特別ノ勤勞者ハ法規上差支ナキ限りニ級ヲ進ムルモ苦シカラス)セシメ、及当局予算範圍内ニ於テ月俸三ヶ月以内

ノ特別賞与ヲ給シ得ルコトニ省議決定シタル旨、大蔵大臣秘書官ヨリ通牒アリタルニ付、辭意アルモノハ此際至急辭表提出セシメ、官制改正ノ發表以前ニ夫々始末相付候方、本人ノ為ニモ利益ナルヘシト被存候ニ付、速ニ着手シ、且辭表進達ノ際ハ増給并ニ賞与額等ニ関スル意見副申有之度、整理上ノ都合モ有之、右至急及内示候也

追テ、不能、借財、不品行、怠惰、不正ノ嫌疑等ニ依リ辭職セシムルヲ可然ト認メラル、モノハ至急適宜勸告シ、其事由ヲ記シ補欠員ノ都合等併セ内申セラルヘク、尚事実果シテ行ハルヘキヤ否ハ之ヲ期シ難キモ、本月ヨリ起算シテ滿一ケ年以内ニ恩給年限ニ達スルモノ、如キハ、其間休職ノコトニ取計方上申可致ニ付、右様取計フヲ可ト認ムルモノアラハ、其ノ氏名、年月数等取調同時ニ内中アレ
但、休職ノ分ハ特別賞与ナシ

(昭 53 大阪 34)

78 明治42年10月 行政整理に付大蔵次官内牒

秘第二〇二号

明治四十二年十月十八日

大阪稅務監督局長 渡辺義郎印

湯淺稅務署長殿

行政整理ニ関シ大蔵次官〔若槻礼次郎〕ヨリ別紙写之通内牒アリタルニ付、為心得内密通知ス

(別紙)

大蔵次官通牒抜抄

官房秘第三二八号

行政整理ノ為、稅務監督局及稅務署ノ廢合及定員ノ減少ヲ行フ目的ヲ以テ官制ヲ改正スル議ハ、愈々閣議ニ於テ決定セラレ、改正官制ハ本月下旬ヲ以テ公布ノ上、十一月五日ヨリ施行可相成、就テハ官制改正ノ要点及判任官整理ノ方針、左ノ通御心得相成度

官制改正ノ要点

一 稅務監督局ノ廢合左ノ如シ

(イ) 横浜局ヲ廢シ、神奈川県ヲ東京局ニ、静岡県ヲ名古屋局ニ合ス

(ロ) 神戸局ヲ廢シ、兵庫県ヲ大阪局ニ、岡山県ヲ広島局ニ合ス

(ハ) 長崎局ヲ廢シ、之ヲ熊本局ニ合ス

(ニ) 金沢局ヲ廢シ、之ヲ京都局ニ合ス

(ホ) 松江局ヲ廢シ、之ヲ広島局ニ合ス

二 大阪局管内稅務署ノ廢合及新設ハ左ノ如シ

改正(位置) 現在

玉造 上福島、平野郷

茨木 池田

住道 八尾、枚方

三 輪

三 輪、松山

粉 河

岩出、橋本

大阪市内ニハ東、西ノ兩稅務署ヲ増置セラル

三 新ニ稅務官ヲ配置スヘキ署名左ノ如シ

(但、各署名ノ下ニ記入セル所屬局名ハ当局ニテ推測記入セルモノニ係ル)

京橋 東京

水道橋 東京

両国橋 東京

品川 東京

粕壁 東京

八幡 京都

西区 大阪

東区 大阪

茨木 大阪

社 大阪

武雄 熊本

中野 東京

桐生 宇都宮

太田 宇都宮

岡崎 名古屋

小牧 名古屋

古川 仙台

横手 秋田

出町 京都

徳山 広島

八幡浜 丸亀

中津 熊本

直方 熊本

遠賀 熊本

加治木 鹿児島

判任官整理方針

一 淘汰スヘキ者ハ改正官制実施前論旨退官セシメ、之ニ応セサル者ハ文官分限令第十一條第一項第三号ニ依リ休職ヲ命シ、又ハ次項ニ依リ整理スルコト

二 改正定員ニ対スル十一月五日現在員(^{廃止局ニ於テハ併合局ニ引継クヘキ現員})ノ過員ハ、十一月五日ヲ以テ文官分限令第三條第一項第

三 号ニ依リ退官セシムルコト

三 退官者ニ対シテハ判任官俸給令ノ範圍内ニ於テ二級以内昇級セシメ、且各局配付予算ノ範圍内ニ於テ月俸三箇月以内ノ賞与ヲ支給スルコトヲ得

四 退官論旨ニ応セサルニ依リ休職ヲ命スル者ニハ、特別功勞アル者ノ外賞与ヲ支給スルコトヲ得ス